

9月定例会で議決した主な議案の概要(予算・決算議案を除く)

議案第57号

(付託委員会：総務委員会)

「鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」

「個人番号」を独自で利用する範囲および「特定個人情報」を執行機関の間で提供する場合について規定するほか、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定めるものです。

議案第58号

(付託委員会：総務委員会)

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されることに伴い、関係する条例について、一括して改正を行うものです。

議案第59号「鈴鹿市個人情報保護条例の一部改正について」

(付託委員会：総務委員会)

番号法の制定により、特定個人情報については、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされました。そのため、保有する特定個人情報の適正な取り扱い等について、必要な措置を講じるため、現行の個人情報保護条例に、特定個人情報の保護に関する規定を新たに追加するほか、所要の規定整備を行うものです。

議案第60号「鈴鹿市税条例等の一部改正について」

(付託委員会：総務委員会)

本年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に伴う市民税、固定資産税、軽自動車税および市たばこ税に関する改正が主なものです。また、番号法の制定に伴い、市税に係る申告事項等に個人番号または法人番号を加えるもののほか、所要の規定整備を行うものです。

議案第61号「鈴鹿市手数料条例の一部改正について」

(付託委員会：生活福祉委員会)

番号法の施行に伴い、本年10月から全ての市民の方に「個人番号」を通知する「通知カード」および平成28年1月から希望者に交付される「個人番号カード」の初回の交付手数料相当の経費については、国庫補助により、住民の負担を求めないとされています。しかし、これらのカードを所持する方が、本人の責めにより、そのカードを紛失し、焼失し、損傷した等の事由で再交付を求めた場合は、国庫補助の対象とならないため、原価相当額についてその受益者に負担を求めるものです。また、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードを新規に発行することがなくなることから、その交付に係る手数料について削除するものです。

議案第62号「市道の認定について」

(付託委員会：産業建設委員会)

道路新設工事や開発事業等に伴い、52路線について市道認定をするものです。